

議案第 4 号

狹山市消防長の任命資格を定める条例

条例別紙のとおり

平成 2 2 年 2 月 2 4 日提出

狹山市長 仲 川 幸 成

提案理由

市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令の改正に伴い、消防長を任命する場合の資格に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものである。

## 狭山市消防長の任命資格を定める条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和34年政令第201号。以下「政令」という。）第1条第2号及び第10号の規定に基づき、本市の消防長の任命資格に関し必要な事項を定めるものとする。

### (消防長の任命資格)

第2条 政令第1条第2号に規定する条例で定める職は、狭山市消防本部又は狭山市消防署に置かれる職のうち、狭山市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第21号）第3条第4項に規定する給料表に定める職務の級（以下単に「職務の級」という。）が6級の職とし、同号に規定する条例で定める期間は、2年とする。

第3条 政令第1条第10号に規定する条例で定める職は、職務の級が7級の職及びこれに準ずる職並びに職務の級が6級の職のうち政令第1条第9号に規定する職を直接補佐する職及びこれに準ずる職とし、同条第10号に規定する条例で定める期間は、3年とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。